

## 地域復興プロジェクト等に係る支援要領

### 第1 目的

この要領は、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「本機構」という。）が漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1633号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第2の3の（1）及び（2）に定める事業の実施に際して、その事務手続き等に関する規程を定めることにより、適正かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、交付等要綱、実施要領の規定するところによる。

### 第3 相談窓口

実施要領第2の3の（1）に定める相談窓口は、以下のとおりとする。

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構 事業部

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目2番1号 鎌倉河岸ビル5階

電話番号：03-6866-7111 ファックス番号：03-6866-7114

E-mail：kozokaikaku@fpo.jf-net.ne.jp

### 第4 事業説明会の実施等

本機構は、実施要領第2の3の（1）に定める現地での説明会等を随時行うほか、説明会等の開催を希望する者は、開催を希望する日時のおおむね10日前までに本機構あて、ファックス又はメール等により申込むものとする（希望日時、場所、主な漁業種類、担当者連絡先等を記載のこと）。

### 第5 地域・グループ及び地域復興プロジェクトへの支援等

実施要領第2の3の（2）に定める地域・グループ及び地域復興プロジェクト（以下「地域復興プロジェクト等」という。）を支援するための専門家による指導・助言、調査・研究及び漁船、養殖施設、供給・生産システムの設計等の支援の実施は以下によるものとする。

#### 1 専門家の派遣

（1）地域復興プロジェクト等を支援するための専門家の指導・助言（派遣）を希望する地域復興プロジェクト運営者等は、別紙様式1号の要請書を提出する。

(2) 本機構は、(1)の要請書の内容を審査し、適当であると認められる場合には、要請に的確に対応できると認められる専門家に委嘱し、別紙様式2号により地域復興プロジェクト運営者等に通知するものとする。

## 2 調査・研究、漁船や供給システムの設計等の支援

(1) 調査・研究及び漁船、養殖施設、供給・生産システムの設計等の支援を希望する地域復興プロジェクト運営者等は、別紙様式3号の1(調査・研究等)又は別紙様式3号の2(漁船や供給システムの設計等)の要請書を提出するものとする。

(2) 本機構は、(1)の要請書の内容を審査し、その内容が適当であると認められる場合には、仕様書を作成し、公募による企画競争又は競争入札により委託先を決定するものとする。

(3) 本機構は、(2)により委託先を決定した場合には、地域復興プロジェクト運営者等に別紙様式4号により通知するものとする。

## 3 中央プロジェクトによる指導・助言

地域復興プロジェクト等を支援するため、中央プロジェクトによる指導・助言を希望する地域復興プロジェクト運営者等は、希望する日時のおおむね20日前までに本機構あてファックス又はメール等により要請するものとする(希望日時、場所、復興計画名、担当者連絡先等を記載のこと)。

別紙様式1号

専門家派遣要請書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 殿

所在地  
地域復興プロジェクト運営者等名  
代 表 者 名

首記について、地域復興プロジェクト等に係る支援要領に基づき、下記のとおり専門家の派遣を要請する。

記

1. 要請理由（具体的かつ詳細に記入すること）
2. 要請する専門家の業種
3. 派遣を希望する時期及び期間
4. その他特記事項

別紙様式2号

専門家派遣通知書

番 号  
年 月 日

地域復興プロジェクト運営者等名  
代 表 者 名 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長

首記について、年 月 日付け番 号の要請に基づき、下記の専門家を派遣することとしたので通知する。

記

1. 専門家の氏名
2. 専門家の所属機関
3. 派遣予定年月日
4. 派遣業務
5. その他特記事項

別紙様式3号の1

調査・研究等の要請書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 殿

所在地  
地域復興プロジェクト運営者等名  
代 表 者 名

首記について、地域復興プロジェクト等に係る支援要領に基づき、下記のとおり調査・研究を要請する。

記

1. 要請理由（具体的かつ詳細に記入すること）
2. 要請の希望時期及び期間
3. 要請する具体的な調査・研究内容
4. 成果物の受け渡し方法  
報告書    電子媒体    メール    その他（            ）
5. 当該調査・研究で見込まれる効果
6. その他特記事項

別紙様式3号の2

(漁船、養殖施設、供給・生産システム) 設計等の要請書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 殿

所在地  
地域復興プロジェクト運営者等名  
代 表 者 名

首記について、地域復興プロジェクト等に係る支援要領に基づき、下記のとおりシステム設計等を要請する。

記

1. 要請理由 (具体的かつ詳細に記入すること)
2. 成果物の納期
3. 要請するシステム設計の基本仕様  
漁船、養殖施設設計等の場合は様式1  
供給・生産システム設計等の場合は様式2
4. 当該システム設計等で見込まれる効果
5. その他特記事項

別紙様式4号

(調査・研究等／漁船、養殖施設、供給・生産システム設計等) 実施通知書

番 号  
年 月 日

地域復興プロジェクト運営者等名

代 表 者 名 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長

首記について、年 月 日付け番 号の要請に基づき、依頼のあった(調査・研究等、漁船、養殖施設、供給・生産システム設計等)については、下記のとおり委託先が決定したので通知する。

記

1. 発注先機関の名称
2. 発注先機関の住所・連絡先・担当者名
3. 調査・研究期間又は漁船、養殖施設、供給・生産システム設計の納期
4. その他特記事項

## 〇〇地域復興プロジェクト漁船建造設計業務に係る発注仕様書

### 1 目的

### 2 業務発注の内容

別添の「〇〇地域復興プロジェクト漁船建造計画書」を満たす設計を行い、次に掲げる設計書を作成し指定部数を提出する。

#### (1) 基本設計の成果物

- ・ 建造要目書
- ・ 一般配置図
- ・ 操業経営シミュレーション結果

#### (2) 詳細設計の成果物

別添〇〇詳細リストによる工事図

### 3 業務委託に関する条件

#### (1) 履行期間

契約締結日から〇〇年〇月〇日とする。

#### (2) 業務スケジュール

- ・ 〇〇年〇月 基本設計に関する水産業・漁村活性化推進機構への報告
- ・ 〇〇年〇月 基本設計の成果物の納品
- ・ 〇〇年〇月 詳細設計の成果物の納品
- ・ 〇〇年〇月 監督業務報告書の納品

#### (3) その他

- ① 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。
- ② 成果品はすべて発注者の所有とし、受託者は発注者の承諾を得ないで当該成果品を公表または貸与もしくは使用してはならない。
- ③ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途発注者及び受託者が協議して決定するものとする。

## 〇〇地域復興プロジェクト漁船建造計画書

### 1 目的

### 2 基本方針

※地域の求める復興のための漁船像について示すこと

(例)

- ・ 従前と比較し〇%の省エネを考慮すること
- ・ 〇〇作業の機械化等により〇人の省人化を考慮すること

### 3 船体の要目

- ・ 漁船の資格および航行区域
- ・ 年間操業の漁業種類（兼業のある場合は記載する）
- ・ 計画総トン数
- ・ 計画航海速力
- ・ 最大航海日数
- ・ 主推進装置
- ・ 発電機関
- ・ 最大搭載人員

#### 【参考資料】

現存船の状況

- ・ 漁業種類
- ・ 総トン数
- ・ 主機関馬力
- ・ 航海速力
- ・ 最大搭載人員
- ・ その他特記事項（建造予定造船所等）

〇〇地域復興プロジェクト（養殖施設、その他のシステム）設計業務  
に係る発注仕様書

1 目的

2 業務発注の内容

別添の「〇〇地域復興プロジェクト〇〇計画書」を満たす設計を行い、次に掲げるシステム設計書を作成し指定部数を提出する。

- ・システム設計の成果物
  - （1）施設、設備の要目書
  - （2）一般配置図
  - （3）施設、設備の運用シミュレーション結果

3 業務委託に関する条件

- （1）履行期間
  - 契約締結日から〇〇年〇月〇日とする。
- （2）業務スケジュール
  - ・ 〇〇年〇月 システム設計に関する水産業・漁村活性化推進機構への報告
  - ・ 〇〇年〇月 システム設計の成果物の納品
- （3）その他
  - ① 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。
  - ② 成果品はすべて発注者の所有とし、受託者は発注者の承諾を得ないで当該成果品を公表または貸与もしくは使用してはならない。
  - ③ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途発注者及び受託者が協議して決定するものとする。